

平成22年6月30日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 教育委員会訓令

○秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令（4・教育庁総務課）……………1

### 人事委員会規則

○人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………1

## 教育委員会訓令

### 秋田県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）第三条第四号又は第十一条第五号の規定による子を養育するための計画の県教育委員会への提出は、別に定める計画書を所屬長を経て行うものとする。

第二条第五項中「育児休業等」を「育児休業又は育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）」に改める。

第四条第一項第四号を削る。

第七条第一項中「第二十四条各号に掲げる」を「第二十四条に規定する」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

## 人事委員会規則

人事委員会規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八十六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第五条の五第一項及び第五条の九第一項中「の各号」を削る。

第五条の十の前の見出し及び同条を削る。

第五条の十一の前に見出しとして「（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）」を付し、同条第二項中「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第五条の十一第二項及び第三項中「第八条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条を第五条の十とする。

第五条の十二第一項中「の各号」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「子が」の下に「、条例第八条の三第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を加え、同条を第五条の十一とする。

第五条の十三中「第五条の十一」を「第五条の十」に、「及び第四号を除く。）の」を「を除く。）の」に、「同条第二項中「次の各号」を「第五条の十第一項中「第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「第八条の三第四項におい

て準用する同条第三項」と、「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項中「前項」とあるのは「条例第八条の三第四項において準用する同条第三項」と、「条例第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「条例第八条の三第四項において準用する同条第三項」と、「条例第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、前条第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「条例第八条の三第四項において準用する同条第三項」と、同項中「次に」に、「又は第二号」を「又は第二号に」と、「同項」とあるのは「同条第三項」に改め、同条を第五条の十二とする。

第五条の十四を第五条の十三とし、第五条の十五を第五条の十四とする。

第七条の四中「の各号に掲げる場合において」を「に掲げる場合において」に改める。

第十二条第一項の表子の看護等休暇の項中「母子保健法第十二条に規定する健康診査若しくは予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条に規定する予防接種」を「予防接種、健康診査若しくは健康診断」に改め、「で、その勤務しないことが相当であると認められるとき」を削り、「六日」の下に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同項の次に次のように加える。

短期の介護休暇	職員が、要介護者の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者の介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う場合	一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間
---------	---	--

第十二条第二項中「及び子の看護等休暇」を「子の看護等休暇及び短期の介護休暇」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の規則八十六第十二条第一項の表に規定する子の看護等休暇については、この規則による改正後の規則八十六第十二条第一項の表に規定する子の看護等休暇として使用されたものとみなす。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号